

ようこそ♪ セサミの利用者支援事業みーてへ

ご利用対象は…

新座市の子どもと保護者、妊娠中の方が主な対象ですが、祖父母や親族、里親さんなどもご利用いただけます。

事業の開設は…

火～土曜日 10:00～16:00

【相談方法】

子育て支援コーディネーターは、地域に出向く支援も行っています。
セサミにいるのは、火・水・金・土曜日です。
相談室での予約制の個別相談は、
火・水曜日 10:30～11:30 14:00～15:00 です。

いろんな相談方法があります。
たとえば…

- ①セサミで子どもを遊ばせながら話したい、相談したい
- ②相談室で個別に、プライバシーを保ってじっくり相談したい
- ③Zoom や LINE ビデオなどオンラインのビデオ通話で相談したい
- ④電話で相談したい
☎080-7406-5884
- ⑤メールで相談したい
E-mail:oyako@ccn.niiza-ksdt.com
24 時間いつでも送信 OK
※時間外の場合、返信にお時間を頂きます

★子育て支援コーディネーターは個人情報保護を遵守します★

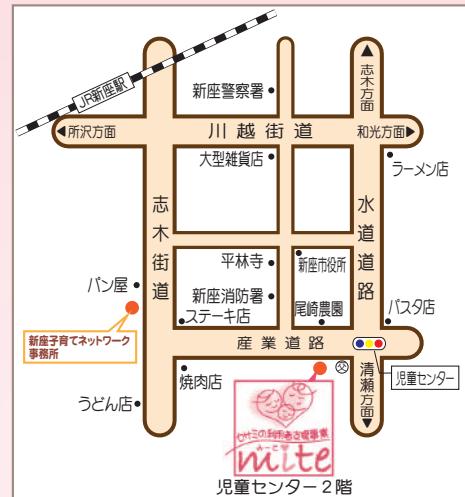
- ①～③相談申込み



- ⑤メール相談



子育て支援コーディネーターとは
子ども・子育て支援法第59条により、市区町村に配置された専門職（利用者支援専門員）です。
ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するために、子どもと保護者、妊娠している方たちが、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。



利用者支援事業みーては
新座市児童センター 2 階のセサミ内に設置されています。

【交通案内】

西武バス「児童センター前」下車
ひばりが丘駅北口→志木駅南口
大泉学園駅→新座市役所

西武バス「本多一丁目」下車
朝霞台駅↔東久留米駅
志木駅南口→ひばりヶ丘駅北口
新座市役所→大泉学園駅

NPO 法人新座子育てネットワーク

利用者支援事業みーては新座市から委託を受けて運営しています。



子育てをしているなかで、
誰かに聞いてみたいと思ったこと、
不安なこと、困りごとなどはありませんか？
そんなときは、
みーての子育て支援コーディネーターに、
お声がけください。
プライバシーに配慮しながらお話をうかがい、
あなたの子育てについて、いっしょに考えます。
必要があれば、地域の子育て支援のサービスや
専門家、専門機関につなぐお手伝いもします。
★mite (みーて) とはイタリア語で「暖かい」「穏やか」という意味です



利用者支援事業みーては、
新座市児童センター 2 階の
子育て支援センター セサミ内に設置されています。
〒352-0022 新座市本多 1-3-10 2階
☎080-7406-5884
E-mail:oyako@ccn.niiza-ksdt.com

どんな相談ができますか？

子育てについて知りたいこと、聞きたいこと、ちょっと困ったなあと思ったとき・・・

たとえば・・・

- 引っ越ししてきたばかり、地域の子育て情報をおしえて！
- 妊娠してから、心も身体も、なんとなく不安定で…
- 赤ちゃんが泣き止まないんです…
- ちょっと子どもを預けたい一時保育ってなに？
- 子どもの成長や発達に気になることが…
- 夫婦でいっしょに子育てするには…
- 家計がピンチ！子育てのお金、どうしたら…
- 子育て支援センターってどんな所？
- ひとり親家庭になつたけど、これからどうしよう

どんな小さなことでも、お話することでホッとしたり、心が軽くなることもあります。
まずはお気軽にお問い合わせください。

子育て支援コーディネーターは、市内3ヶ所にいます！

はじめまして。
子育て支援コーディネーターの「はっしー」橋本美穂です。



セサミや近隣地域で、みなさんと話したり、
お子さんの成長と一緒に見守っていきたいと思います。
ほかの地域のコーディネーターとも連携しています。
いつでも気軽に声をかけてくださいね。

はっしーは、
だいたい、ココにいます♪

ピンク色の担当地域に
出向いている日もありますので、
HPのカレンダーを見てね。



HPはこちら



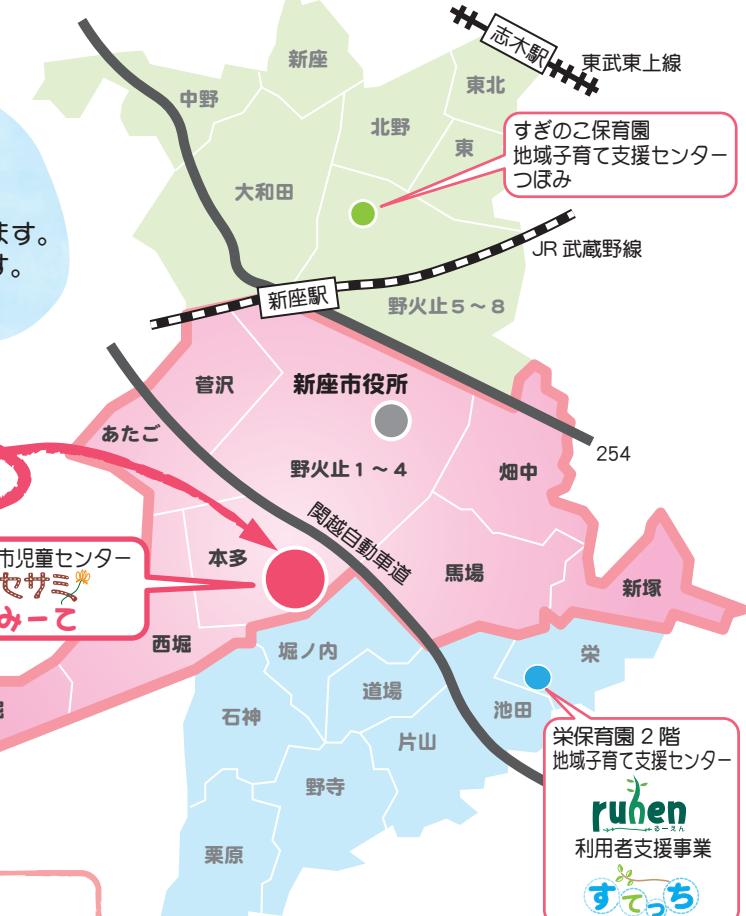
(直通)
☎ 080-7406-5884

プレママ・プレパパさんへ

ママのお腹に命が芽生えたら、「みーて」を利用してみませんか。
妊娠中から、子育て中の親子とふれあったり、様々な月齢の赤ちゃんの様子を見ることで、産後の赤ちゃんとの生活もイメージしやすいですよ。

新座市児童センターに併設されているので、元気な小学生や中学生、高校生も遊びに来えて、成長する子どもたちの姿にも出会えます。

また一時保育や、職場復帰に関する保育園の情報提供、プレママ・プレパパ向けのプログラムも実施していますので、ぜひ遊びに来てくださいね。



地域の皆さま、関係機関の皆さまへ

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第59条により設置された事業です。

子育て支援コーディネーター（利用者支援専門員）には、子育て家庭の身近な地域で、子育て中の親子が適切なケアやサービスを受けるための利用支援を行なうとともに、地域の関係機関をつなぐ地域連携が求められています。

子育て家庭に関わる地域の皆様、関係機関の皆様のお力添えとともに、子育て家庭への支援が円滑に行えますよう、ご協力ををお願いいたします。